

世帯100万円 / 单身60万円 /

移住就業支援金を活用して

倉吉市で働きませんか？



東京23区
在住者 or 通勤者



対象条件がありますので、申請される方は
必ず事前にしごと定住促進課にご相談ください！

しごと定住促進課：移住定住相談窓口 ☎ 0858-27-0501

移住就業支援金の対象

次の①と②の両方に該当する方が対象となります。

①移住直前の１０年間のうち通算５年以上、かつ、住民票を移す直前に連続して１年以上、東京２３区内に在住していた方
または、東京圏（条件不利地域を除く）から東京２３区に通勤していた方。

※1

 $\times 2$ $\times 3$

※1 東京圏

※2 条件不利地域

※3 通勤

▶ 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

▶ HPでご案内しております

▶ 雇用者としての通勤にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る

②次のいずれかに該当する方

【就職】

「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」に移住就業支援金の対象として掲載する求人に新規就業し、3カ月以上在籍した方。

【專門人材】

「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的マッチング事業」を利用して就業した方。

【テレワーク】

自己の意思（所属先企業の命令ではなく）により倉吉市に移住し、引き続き業務テレワークで実施している方。

【起業】

「鳥取県地域課題解決型起業支援補助金」の交付決定を受けて1年以内の方。

※募集期間が短いのでご注意ください。

▶支援金の詳細はHPでご案内しております。

移住就業支援金に関するお問い合わせ

▶倉吉市しごと定住促進課

鳥取県倉吉市堺町 2 丁目 253 番地 1

倉吉市役所第2庁舎3階

☎0858-27-0501

✉ iju@city.kurayoshi.lg.jp



鳥取県地域課題解決型起業支援補助金に関するお問い合わせ

▶ 鳥取県商工労働部産業未来創造課

産業支援担当

鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220

☎0857-26-7246

✉ sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp

